

# 「おっ!!まっちい～」広告掲載募集要領

## (目的)

**第1条** この要領は、群馬県広告掲載要綱第7条に基づき、群馬県（以下「県」という。）が作成・配布する「おっ!!まっちい～」に広告を掲載するのに必要な事項を定めるものとする。

## (広告の規格等)

**第2条** 広告の規格等は次に掲げるとおりとする。

- |             |                       |      |
|-------------|-----------------------|------|
| (1) 種類      | 仕上がり A4版 (A3二つ折り)     | 8ページ |
| (2) 掲載箇所    | 仕上がり裏面の所定の位置          |      |
| (3) 枠数      | 2枠 (最大で4枠)            |      |
| (4) 広告掲載サイズ | 縦5.5cm×横9.0cm (名刺サイズ) |      |
| (5) 予定使用数量  | 1,500部                |      |
| (6) 色       | マットコート カラー (48.5kg)   |      |
| (7) 配布先     | 県関係所属、市町村、県内外まちづくり団体等 |      |

## (広告主の制限)

**第3条** 広告主とすることが適当でない者は群馬県広告掲載基準第3条による。

## (広告の募集)

**第4条** 広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募集方法は、本誌及び県ホームページ等により公募するものとする。
- (2) 広告の掲載を希望する者は、「おっ!!まっちい～」広告掲載申込書 (別記様式第1号) により、申し込むものとする。

### 【郵送先】

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県県土整備部都市計画課まちづくり室企画推進係

- (3) 応募は、随時受け付けるものとする。

## (広告掲載の審査等)

**第5条** 県は、前条の規定による申込みがあった場合は、申込者からの申込み後、審査を行い、広告掲載等を決定する。

ただし、広告を掲載することが適当と認められる広告主が枠数を越えて応募があった場合は、先着により広告主を決定する。

- 2 群馬県広告掲載要綱第3条第2項及び群馬県広告掲載基準第4条に該当する場合は、不掲載とする。
- 3 原則として、1者1枠の申し込みとする。ただし、希望者が枠数に満たない場合は、この限りではない。
- 4 県は前項の規定により広告の掲載を決定したときは、広告掲載決定通知書 (別記様式第2号) によ

り当該申込者に通知する。

5 県は、第1項の規定により、広告の不掲載を決定したときは、広告不掲載決定通知書（別記様式第3号）により当該申込者に通知する。

#### （広告の掲載料）

**第6条** 広告の掲載料は、1枠あたり5,000円/回とする。

2 広告主は、前項の規定による広告の掲載料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納する。

3 県は、予定数量を越えて、「おっ!!まっちい～」を配布しても広告の掲載料の追加請求はしないものとする。

4 県は、「おっ!!まっちい～」の配布量が予定数量に達しなかった場合でも、広告の掲載料の返還をしないものとする。

#### （広告原稿の作成）

**第7条** 広告主は、広告原稿を県の指定する日までに、県の指定する様式で提出するものとする。

2 広告主は、広告原稿を電子データで提出するものとする。

3 前項の規定により作成する原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする、

4 県は第1項の規定により提出された広告原稿の内容が群馬県広告掲載要綱第3条及び群馬県広告掲載基準第4条に該当すると認められる場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

#### （その他）

**第8条** 広告主は、この要領のほか、群馬県広告掲載要綱及び群馬県広告掲載基準を遵守するものとする。

2 この要領に定めない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

#### 附則

この要領は、平成25年 5月31日から施行する。

平成25年10月10日改正

平成29年 5月26日改正